

中小企業信用保険法・信用保証協会法等の一部改正について（概要）

「信用補完制度の見直し」により、本年6月14日に中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案が公布されました。

法改正の趣旨は、信用補完制度を通じて、中小企業の「経営改善・生産性向上（経営の改善発達）」を促進するため、新たなセーフティネットとして「危機関連保証の創設」や「小規模事業者等への支援拡充」を行うとともに、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業の「経営の改善発達支援の強化」等の措置を講じるものとなっています。

【法改正の概要】

I 中小企業信用保険法の一部改正

セーフティネット保証の機能強化

大規模な経済危機、災害等の事態に際して、あらかじめ適用期限を区切って迅速に発動できる新たなセーフティネットとして保証割合100%の『危機関連保証』を創設

小規模事業者等への支援拡充

小規模事業者の持続的発展を支えるため、保証割合100%の特別小口保険の付保限度額を1,250万円から2,000万円に拡充。

II 創業・事業承継についての中小企業信用保険に関する法律の一部改正

創業関連保証の付保限度額を拡充

創業チャレンジを促すべく、保証割合100%の創業関連保証の付保限度額を1,000万円から2,000万円に拡充。

事業承継の促進

事業承継を一層促進するため、法の認定を受けた中小企業の代表者個人が承継時に必要とする資金（株式取得資金等）を信用保険の対象に拡充。

III 信用保証協会法の一部改正

信用保証協会と金融機関の連携等

信用保証協会の業務に中小企業に対する経営支援を追加するとともに、業務の運営に当たっては信用保証協会と金融機関が連携する旨を規定。

- ① 信用保証協会が金融機関の「プロパー融資」の状況や経営支援の方針等を確認しながら保証を実施することにより、「保証付き融資」と「プロパー融資」を適切に組み合わせたリスク分担。
- ② 現行のセーフティネット保証制度のうち不況業種に対するもの（5号）については、金融機関がより前面に立って経営改善や事業転換等が促されるよう、その保証割合を100%から80%に引き下げ。

出資ファンドの対象を拡大

信用保証協会が地方創生に一層の貢献を果たすべく、事業再生ファンドのみならず、創業や中小企業の経営改善を支援することを目的とするファンドへの出資を新たに可能とする。

IV 施行予定

平成30年4月1日